



不登校と
読書環境の充実について

【一般質問】森あや子議員

●子ども達の実態は見えてない!

不登校児童生徒数の算出方法に問題があります。例えば、5分でも対応教室に行けば登校したことになります。また、家庭の事情で出席できないものや、欠席理由が2つ以上で主たる理由が特定できないものは不登校の数には元々入らず、卒業しても困難な状況にいる子ども達も少なくありません。不登校の人数が減ったように見えても、一人ひとりへの大切な学習保障や心のケアは行き届いていない現状を訴えました。

●不登校で悩む児童・生徒が生まれぬ教育現場に!

全児童・生徒約11万人強の中、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、不登校対応教員、学校司書などの専門職員数は足りないばかりか、限られた時間内に一人が抱える仕事の質・量ともに過酷でとても厳しい体制になっています。学校内外の連携を図り、相談体制の充実や学習の遅れなどを取り戻す機会とその方法にも柔軟な対応が普段からあることが必要です。

●読書環境の充実で教育環境をより豊かに!

読書は「生きる力」を身につけるために欠くことのできない大切なものとして「福岡市子ども読書活動推進計画」が策定されていますが、この素晴らしい理想や理念が絵に描いた餅にならないようにしなければいけません。未来を担う子ども達を社会の大切な宝としてすこやかに育むために、専門分野の人員のさらなる増員と、教育環境整備としての図書館機能の充実を強く要望しました。

【一般質問】荒木龍昇議員



1. セントラルパーク構想について

いま福岡市では、舞鶴公園・大濠公園地区をセントラルパークにする構想が提案されています。舞鶴公園は筑前福岡藩初代藩主であった黒田長政が、築城するとき松や杉を植えるなど、軍用・薬用の樹木・草花を植えたと言われていて、この多様な植生に多様な虫や野鳥が生息していましたが、調査がなされないまま、エノキ、メタセコイヤなどの植え込みが伐採されています。整備に当たり、十分な調査を行って生物多様性を生かすことを求めました。

2. 集団的自衛権・戦争法について

国会で戦争法が審議されていますが、憲法学者や元内閣法制局長官は「戦争法は違憲」だと述べています。戦争法が成立すると、現在福岡市が行っている自衛隊員の募集業務は、福岡市の青少年を戦場に送る業務となってしまいます。地方自治体は住民の福祉を増進する責務があり、戦争法に反対し自衛隊員の募集業務をやめることを求めましたが、市長は、それらは「国の専管事項」と答えるのみでした。

3. 再生砕石に混入しているアスベスト対策について

建設建材の再生率は98%を超えており、建設材を再生した砕石が至る所で使用されています。アスベストを含む建材は別途処理しなければいけませんが、2010年にさいたま市でこれが使用されているのが見つかり、国は調査と指導を求めてきました。福岡市での再生事業者の調査では見つかりませんでした。実態調査をしているわけではなく、また市外からの搬入もあり得るため、今後とも監視をしていくことを求めました。



6月議会の主な議案への賛否と主張

議案と議案番号	賛否	賛否の理由
科学館条例案(140号)と補正予算案(134号)	反対しました。	入館料が無料から有料に(小人も200円に!)。六本松に建設予定の新科学館の委託費は103億円(15年間)だが、PFI(*1)という手法は「利益率を確定」させて投資を集めるので、受託者(特別目的会社)は経費(主に人件費)削減を迫られ、事業の質の低下が危惧される。PFIは費用の実態が見えず議会での検証ができない上、途中での契約解除も難しい。直営で運営すべきである。また本来、学習施設である科学館を有料化することは市民の負担を増やすことであり、入館料は無料に保つべきと考える。
都市高の延伸(人工島への接続道路)について(141号)	反対しました。	時間短縮の効果は、わずか7分。2.5kmの延伸に建設費250億円を投じようとしているが、料金収入ではこの返済はできず、福岡市が多額の負担をすることになる。利用台数の増加見込みを3000台/日(=約2台/分!)としており、費用対効果も見込めない。不要不急の道路に税金を使うべきではない。
新青果市場の消火設備に関する契約の変更について(149号)	賛成しました。	塩害に強い消火設備へ変更することで、60年で2割の経費削減になるので賛成。しかし、落札後の提案による契約変更が常態化すると、事業者間の競争が働かなくなるので、問題である。最初の発注段階からアセットマネジメント(*2)の考え方を取り入れるよう要望した。
各種の工事請負契約の変更について(142~145、147、150~155号)	賛成しました。	賃金水準および物価水準の上昇に伴い、技能労働者へ適正賃金を支払うための契約変更(*3)なので賛成。しかし実態は末端の労働者まで適正賃金の支払いが行き届いておらず、しっかりこれらが支払われるよう求めるとともに、公契約条例(*4)の制定の必要性を主張した。

市民からの請願の紹介議員になりました

- ・福岡市保育協会への補助金削減に反対し保育労働者の処遇向上について
- ・手話言語条例(仮称)の制定について
- ・議会基本条例の制定について ほか

※「請願権」は憲法16条で定められた国民の権利です。

議長への申し入れ/意見書・決議の立案

- ・議会基本条例の制定、議員報酬削減、住民投票条例制定などについて議長に申し入れをしました。また、請願については原則採決するよう求めました。
- ・安全保障関連法の制定を行わないよう求める意見書案、雇用の安定を求める意見書案を共同提案しましたが、否決されました。そのほか、認知症への取組、少人数学級の推進と教育予算拡充、TPPの交渉状況の情報開示、年金情報流出の再発防止に関する意見書案も共同提案し、可決されました。



●市民の皆さんと議案について意見交換しました。

傍聴にお越しく下さい!

次回の定例会は9月上旬の予定です。本会議の傍聴席は議会棟15階に136席(うち車いす用5席)あり、必要な場合にはイヤホンも使えます。乳幼児を連れた方も、防音が施された特別傍聴席(5席)で傍聴いただけます。先日、小学生のお子さんと一緒に傍聴に来られたお母さんもいました。

用語の解説

- *1 PFI…効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る目的で、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行う手法。
- *2 アセットマネジメント…公共施設など自治体を持つ資産を有効に活用しながら、適切な公共サービスを提供していくためのマネジメント。人口減少時代を迎え、今まで以上に重要になっている。
- *3 インフレスライド条項…工期内に急激なインフレまたはデフレが生じ、請負代金額が著しく不適当となったとき、発注者または受注者が請負代金額の変更を請求することができる条項。
- *4 公契約条例…自治体などが発注する業務で働く労働者が低賃金しか支払われない状況の解消をめざし、自治体と契約する事業者へ一定額以上の賃金の支払いを求める条例。